

報告会次第

- 1 開 会
- 2 代表者あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 報告事項
(委員会等の活動報告)
- 5 質疑応答
- 6 意見交換会
- 7 閉 会


佐伯市議会

第8回議会報告会



第7回議会報告会「佐伯東地区公民館」での様子

第8回 議会報告会 日程表

日 時	会 場	中学校区	担当班
5月16日 (月) 午後7時00分～8時30分	下堅田地区公民館	佐伯南2	1班
	鶴見地区公民館	鶴 見	3班
	木立地区公民館	佐伯南1	4班
	城南町公民館	佐伯城南	5班
5月17日 (火) 午後7時00分～8時30分	蒲江地区公民館	蒲江翔南	1班
	宮野浦地区センター	米 水 津	2班
	八幡地区公民館	彦 陽	3班
	田の浦公民館	大 島	4班
	浅海井公民館	東 雲	5班
5月18日 (水) 午後7時00分～8時30分	宇目地区公民館	宇目緑豊	1班
	渡町台地区公民館	鶴 谷	2班
	大入島地区公民館	大 入 島	3班
	直川地区公民館	直 川	4班
	弥生文化会館	昭 和	5班
5月19日 (木) 午後7時00分～8時30分	本匠西地区公民館	本 匠	2班

※佐伯南中学校区（上堅田・下堅田・青山・灘・木立）は2会場で開催します。

〔班構成〕

班	代表者	班 員（議席順）			
1班	清家 儀太郎	矢野 幸正	後藤 幸吉	井上 清三	三浦 涉
2班	後藤 勇人	兒玉 輝彦	清田 哲也	塩月 健治	吉良 栄三
3班	富松 万平	芦刈 紀生	浅利 美知子	河野 豊	江藤 茂
4班	高司 政文	佐藤 元	清家 好文	矢野 精幸	
5班	御手洗 秀光	濱野 芳弘	上田 徹	宮脇 保芳	

・議員の班編成及び開催場所は、抽選により決定しています。

・議長（井野上準）は、特定の班に所属せず各日ともいずれかの会場に参加します。

―― 目 次 ――

◆議会活動実績表（平成27年5月～28年4月）・・・3、4ページ

◆報告事項：委員会等の活動報告

番号	委 員 会 名	ページ
1	総務常任委員会	5、6
2	建設常任委員会	7、8
3	教育民生常任委員会	9、10
4	経済産業常任委員会	11、12

◆意見交換会・・・13ページ

◆参考資料・・・14ページ～

- ・佐伯市議会基本条例（前文）
- ・市議会の役割
- ・市議会の権限
- ・市議会の構成
- ・本会議（定例会）の審議の流れ
- ・委員会等構成表（委員等の名簿）

議会活動実績表(平成27年5月~28年4月)

5月		6月		7月		8月		9月		10月					
1	金	1	月	一般モニター委囑状交付式	1	水	経済産業常任委員会 議会改革調査特別委員会	1	土	1	火	開会日、議運、各派、総務委 建設委、教民委、経産委 政倫特委、議会改革	1	木	建設委(管外視察)
2	土	2	火	開会日、議運、各派、全協 総務委、建設委、教民委 経産委、政倫特委	2	木	政治倫理調査特別委員会	2	日	2	水		2	金	広報委員会 建設委(管外視察)
3	日	3	水	(憲法記念日)	3	金	広報委員会	3	月	3	木		3	土	
4	月	4	木	みどりの日	4	土		4	火	4	金	教民委・経産委 総務委(管外視察)	4	日	
5	火	5	金	こどもの日	5	日	経済産業常任委員会	5	水	5	土	総務委(管外視察)	5	月	
6	水	6	土	(振替休日)	6	月		6	木	6	日	議員陸上(大分市)	6	火	
7	木	7	日	議会運営委員会 各派代表者会議、全員協議会	7	火	広報委員会 団体モニター委囑状交付式	7	金	7	月	政治倫理調査特別委員会	7	水	香川県三豊市議会視察受入
8	金	8	月		8	水	議会運営委員会 建設常任委員会	8	土	8	火	一般質問、議運、総務委 建設委、教民委、経産委 予算特別、広報委	8	木	教民委・経産委 議会改革調査特別委員会
9	土	9	火	政治倫理調査特別委員会	9	木	総務常任委員会 政策研究会	9	日	9	水	一般質問 議会改革調査特別委員会	9	金	広報委員会
10	日	10	水		10	金	教育民生常任委員会 広報委員会	10	月	10	木	一般質問、議会運営委員会 教育民生常任委員会	10	土	
11	月	11	木	第7回議会報告会(鶴谷、 東雲、佐伯南1、佐伯城南)	11	土	一般質問、議運、予算特別 総務委、建設委、教民委、経産委	11	火	11	金	広報委員会	11	日	
12	火	12	金	第7回議会報告会 (米水津、佐伯南2、鶴見)	12	日	一般質問 広報委員会	12	水	12	土	議員ソフトボール(別府市)	12	月	(体育の日)
13	水	13	土	第7回議会報告会(昭和、 彦峰、吾川、瀬江湘南、宇目緑豊)	13	月	議会改革調査特別委員会	13	木	13	日	議員ソフトボール(別府市)	13	火	教民委(管外視察)
14	木	14	日	議運、各派会議 第7回議会報告会(本匠)	14	火		14	金	14	月	議会運営委員会	14	水	教民委(管外視察) 経産委(管外視察)
15	金	15	月	第7回議会報告会(大入島)	15	水	一般質問 議会報告会	15	土	15	火	経済産業常任委員会 教育民生常任委員会	15	木	教民委(管外視察) 経産委(管外視察)
16	土	16	火	一般質問、議運 全員協議会	16	木	広報委員会	16	日	16	水	建設常任委員会 総務常任委員会	16	金	経産委(管外視察)
17	日	17	水		17	金	政治倫理調査特別委員会	17	月	17	木	予算特別委員会 全員協議会	17	土	
18	月	18	木	経済産業常任委員会 教育民生常任委員会	18	土		18	火	18	金		18	日	
19	火	19	金	建設委、総務委 政治倫理調査特別委員会	19	日		19	水	19	土	建設常任委員会	19	月	
20	水	20	土		20	月	(海の日)	20	木	20	日	議会運営委員会 総務委、経産委、政策研	20	火	総務委・経産委 全員協議会
21	木	21	日		21	火	議会運営委員会	21	金	21	月	議会改革調査特別委員会	21	水	(敬老の日)
22	金	22	月	予算特別、議運、全協 総務委、政倫特委	22	水	政策研究会 福島県喜多市議会視察受入	22	土	22	火	(国民の祝日)	22	木	
23	土	23	火	経済産業常任委員会	23	木	建設常任委員会	23	日	23	水		23	金	(秋分の日)
24	日	24	水		24	金	議運、経産委 鹿児島県志布志市議会視察受入	24	月	24	木	議運、勉強会、各派 全協、総務委、政倫特委	24	土	
25	月	25	木	議運、勉強会、全協、総務委 建設委、教民委、経産委、政策研 広報委、議会報告会反省会	25	土		25	火	25	金	閉会日、議会運営委員会 決算特別委員会	25	日	
26	火	26	金	開会日、議運、各派、経産委 政策研、広報委、議会改革	26	日		26	水	26	土		26	月	決算特別委員会 議会運営委員会
27	水	27	土		27	月	政治倫理調査特別委員会	27	木	27	日		27	火	決算特別委員会
28	木	28	日		28	火	総務常任委員会 教育民生常任委員会	28	金	28	月	広報委員会	28	水	決算特別、全員協議会 経産委、政策研究会
29	金	29	月		29	水	建設常任委員会 沖縄県沖縄市議会視察受入	29	土	29	火	政策研究会	29	木	議会改革調査特別委員会
30	土	30	火		30	木	議会改革調査特別委員会	30	日	30	水	建設委(管外視察)	30	金	
31	日				31	金		31	月				31	土	

11月		12月		1月		2月		3月		4月	
1	日	1	火	1	金	1	月	1	火	1	金
2	月	2	水	2	土	2	火	2	水	2	土
3	火	3	木	3	日	3	水	3	木	3	日
4	水	4	金	4	月	4	木	4	金	4	月
5	木	5	土	5	火	5	金	5	土	5	火
6	金	6	日	6	水	6	土	6	日	6	水
7	土	7	月	7	木	7	日	7	月	7	木
8	日	8	火	8	金	8	月	8	火	8	金
9	月	9	水	9	土	9	火	9	水	9	土
10	火	10	木	10	日	10	水	10	木	10	日
11	水	11	金	11	月	11	木	11	金	11	月
12	木	12	土	12	火	12	金	12	土	12	火
13	金	13	日	13	水	13	土	13	日	13	水
14	土	14	月	14	木	14	日	14	月	14	木
15	日	15	火	15	金	15	月	15	火	15	金
16	月	16	水	16	土	16	火	16	水	16	土
17	火	17	木	17	日	17	水	17	木	17	日
18	水	18	金	18	月	18	木	18	金	18	月
19	木	19	土	19	火	19	金	19	土	19	火
20	金	20	日	20	水	20	土	20	日	20	水
21	土	21	月	21	木	21	日	21	月	21	木
22	日	22	火	22	金	22	月	22	火	22	金
23	月	23	水	23	土	23	火	23	水	23	土
24	火	24	木	24	日	24	水	24	木	24	日
25	水	25	金	25	月	25	木	25	金	25	月
26	木	26	土	26	火	26	金	26	土	26	火
27	金	27	日	27	水	27	土	27	日	27	水
28	土	28	月	28	木	28	日	28	月	28	木
29	日	29	火	29	金	29	月	29	火	29	金
30	月	30	水	30	土	30	火	30	水	30	土
		31	木	31	日			31	木		

報告事項:委員会等の活動報告

1 総務常任委員会

【平成 27 年 9 月定例会】

予算外議案 8 件が付託され、9 月 16 日に審査しました。

議案第 90 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）に基づく個人番号（マイナンバー）の利用等に関する条例の制定について

番号制度を規定した「番号法」の制定に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供並びに佐伯市個人情報保護条例の特例に関し、新たに条例を制定しようとするもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。



【おもて面】

【うら面】

▲マイナンバーカードの見本

【平成 28 年 3 月定例会】

予算外議案 10 件、請願 1 件が付託され、3 月 15 日に審査しました。予算議案は議長を除く全議員で構成する予算特別委員会において、補正予算は 3 月 2 日、当初予算については 16～18 日に審査しました。

議案第 1 号 平成 28 年度佐伯市一般会計予算（総務常任委員会所管）

防災情報システム整備事業について、執行部から情報伝達方法の多重化に向けて防災・行政ラジオの整備を行うもので、平成 28 年度は主に施設整備及びラジオ製造を行い、平成 29 年度からラジオの配布を行う予定であるとの説明がありました。起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。



(写真イメージです)

▲配布予定の防災・行政ラジオ

請願第 15 号 設計図書のエレクトロニクス化を求める請願

この請願は、佐伯市の指名競争入札における電子入札システムから、設計図書並びに入札金額内訳書をダウンロードできるように佐伯市に環境整備を求める請願です。請願人である大分県建設業協会佐伯支部の支部長を参考人として招致し、請願の

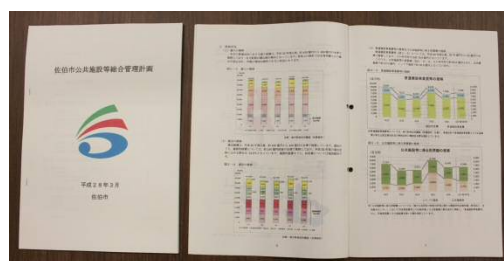
趣旨説明、紹介議員からの補足説明、執行部からの意見を聴取し、活発な質疑・答弁が交わされました。挙手採決の結果、採択すべきものと決しました。

【所管事務調査】

●佐伯市公共施設等総合管理計画について

平成 27 年 12 月 15 日に佐伯市公共施設等総合管理計画の策定に向け、その素案が完成したことに伴い所管委員会である総務常任委員会に説明がありました。この総合管理計画の目的は、今後の人口減少に伴う少子高齢化の進行、厳しい財政状況の中で公共施設等の老朽化に伴う更新等の費用が大きな負担となる中で、国から公共施設等の総合管理計画策定について要請があったこと、また、公共施設等の適正な配置、維持管理、将来負担の軽減及び平準化を図るとともに、全ての公共施設等を対象に総合的かつ計画的な管理の基本方針及び実施計画を策定するものであるとの説明を受けました。

その後、本計画は平成 28 年 3 月 2 日に開催された全員協議会において執行部から説明を受け、平成 28 年 3 月に策定されました。今後も進捗状況の点検・評価や計画見直し等の報告を受け、状況把握に努めます。



▲佐伯市公共施設等総合管理計画

【行政視察】

●島根県邑南町 平成 27 年 8 月 4 日

「地方創生に関する取組について」

「地方創生先行型事業の実施状況について」

●広島県広島市 平成 27 年 8 月 5 日

「2014 年 8 月に発生した豪雨災害当日の対応と検証及び今後の災害対応の在り方について」

●岡山県瀬戸内市 平成 27 年 8 月 5 日

「地方創生に関する取組について」

「合併 10 周年の検証について」

●鳥取県米子市 平成 27 年 8 月 6 日

「地方創生に関する取組について」

「合併 10 周年の検証について」



▲邑南町の視察状況

2 建設常任委員会

平成 27 年 6 月定例会から平成 28 年 3 月定例会までの主な内容について報告します。

【平成 27 年 9 月定例会】

議案第 95 号 佐伯市市営住宅条例の一部改正について

下梶寄住宅について、建物の老朽化が著しく入居者もいない状態となり、地元の意向等も踏まえた中で廃止する議案であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。施設は既に解体されています。

【平成 27 年 12 月定例会】

議案第 121 号 工事請負契約の変更について（平成 26 年度社交第 11-A98 号市道沖松浦線二又トンネル（仮称）新設工事）

工事を実施する中で、地質状況が明らかになったことから、工事契約金額を 5,978 万 160 円減額する議案であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、この減額分は、国に返還せず他事業で流用できるものであり、現在、新たな工事（二又トンネルの照明整備と舗装、府坂柵野線の道路改良）に取り組んでいます。

【所管事務調査】

平成 27 年 5 月から 3 月までに 6 回実施しています。内容としては、第 7 回議会報告会での意見等に対する調査、執行部からの報告事項、委員会として調査すべきと判断した事項等であり、執行部からの説明を受けながら各事案の内容把握に務め、必要に応じ提言を行いました。主なものを報告します。

●平成 26 年度市営住宅家賃収納状況調について（平成 27 年 6 月 19 日）

市は、公営住宅 1,596 戸、特定公共賃貸住宅 117 戸、その他住宅 2 戸、合計 1,715 戸を管理しており、現年度の収納率は 99.56%と良好だが、過年度分の未収額は、3,648 万 3,994 円となっており、収納率はわずか 10.96%であることがわかりました。今後も公正・公平の立場から滞納整理をしっかりと行うよう要請しました。

●佐伯市公共工事の指名競争入札の 1 者応札について（平成 27 年 6 月 19 日）

公共工事の指名競争入札において 1 者だけの応札となった場合、佐伯市はそのまま落札としていますが、大分県では入札を中止の上、指名業者を替え、再入札を行っています。この取扱いの違いについて、公正・公平が保たれるのかどうかの観点から、建設部・上下水道部における現況調査を行いました。市としては、電子入札で行うため、開札時間まで誰が応札しているか不明であることから競争性は確保さ

れるとの見解を示しました。委員からは、取扱いは、大分県に準じるべきではないかとの意見が出されました。

●第7回議会報告会での意見等について（平成27年7月8日・23日、8月19日）

平成27年5月に開催した第7回議会報告会の中で頂いた意見・要望に対する回答をまとめるため、建設常任委員会所管分11件のうち3件について、7月8日の委員会で執行部の見解を求めることを決定しました。その見解を受けた後、詳しく状況を把握するため、7月23日に所管事務調査を行いました。その結果、上浦地区の要望2件については、現地調査を踏まえた上で、回答をまとめることとなりました。

8月19日に建設部、農林水産部、上浦振興局、大分県佐伯土木事務所及び地元区長とともに現地に出向き現地調査と今後の方針を定めるため意見交換会を行いました。

まとまった回答（その後の経過）につきましては、別冊「第7回議会報告会での意見と回答」に掲載していますので御覧ください。



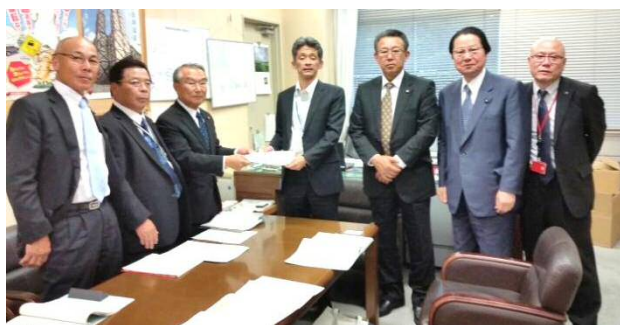
▲上浦市道津井地下線の視察

【国への要望活動】

●国土交通省 平成27年10月1日

「社会資本整備総合交付金の拡充・必要額の確保について」

国道217号戸穴バイパス、番匠川河口橋、第2浦代トンネル、国道388号入津バイパスなど本市7道路期成会の要望等、10項目について要望しました。



▲国土交通省道路局 青木次長へ要望書を提出

【行政視察】

●東京都府中市 平成27年9月30日

「インフラマネジメントについて」

●衆議院第1議員会館（東京都千代田区） 平成27年10月1日

「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」

●東京都墨田区 平成27年10月2日

「老朽建物等の適正管理の推進について」

「雨水利用の推進について」

3 教育民生常任委員会

教育民生常任委員会では、平成 27 年 6 月定例会から平成 28 年 3 月定例会まで、議案及び請願等 47 件の付託案件について審査しました。

【平成 27 年 9 月定例会】

議案第 100 号 佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について

平成 28 年度から向陽小学校及び色宮小学校を統合し、新たに米水津小学校を設置することに伴い、向陽小学校及び色宮小学校を廃止し、あわせて関係する条例を改正しようとするもので、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【平成 27 年 12 月定例会】

議案第 145 号 佐伯市国民健康保険米水津診療所及び佐伯市国民健康保険大入島診療所を併せて管理する指定管理者の指定について

佐伯市国民健康保険米水津診療所及び佐伯市国民健康保険大入島診療所を併せて管理する指定管理者の指定するもので、執行部から、本施設の応募は、現在米水津診療所の指定管理者の社会医療法人小寺会の 1 団体であったとの説明がありました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

【平成 28 年 3 月定例会】

議案第 47 号 佐伯市奨学金条例の一部改正について

奨学生の返還時の負担軽減を図り、より利用しやすい奨学金制度とするため、奨学金の返還期間を延長するための措置を講じ、規定の整備をしようとするもので、高等学校、専修学校又は短期大学の奨学金の返還期間を「貸付期間の 2 倍以内の期間」から「貸付期間の 3 倍以内の期間」に、高等専門学校又は大学の奨学金の返還期間を「貸付期間の 3 倍以内の期間」から「貸付期間の 4 倍以内の期間」にそれぞれ延長するものです。

なお、経過措置として、現在返還を行っている方は、従前の例によることとし、今回の改正の内容は、平成 28 年 4 月 1 日以降返還が始まる方に対し適用するものです。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 1 号 平成 28 年度佐伯市一般会計予算

○小学校エアコン設置事業（14,902,000 円）

小学校の普通教室と特別教室（図書室・音楽室）にエアコンを導入するため、平成 28 年度に設計を行い平成 29 年度に工事を予定しており、市内全ての小学校舎の学習環境を整備します。

○中学校エアコン設置事業（258,067,000円）

中学校の普通教室と特別教室（図書室・音楽室）にエアコンを導入するため、平成27年度に設計を行っており平成28年度に工事を行うことで、市内全ての中学校舎の学習環境を整備します。

	小学校	中学校
設置済学校数	3校	1校
平成28年度設置予定学校数	1校	11校
平成29年度設置予定学校数	16校	—
合計（全学校数）	20校	12校

※幼稚園についても平成30年度をめどにエアコン設置を進めています。

【市民団体との意見交換会について】

教育民生常任委員会では、情報や課題の共有を図ることを目的に各種関係団体との意見交換会を積極的に行っています。平成28年度は以下の団体との意見交換会を行い、現状の把握とお互いの認識を深めることができました。

- 平成27年8月4日
佐伯市鍼灸マッサージ師会
- 平成27年10月8日
カルチャー佐伯（佐伯市立図書館指定管理者）
- 平成28年2月12日
佐伯市民生委員・児童委員協議会
- 平成28年2月17日
佐伯市議会団体モニター各団体代表者（9団体）



▲カルチャー佐伯との意見交換会

【行政視察】

- 東京都千代田区 文部科学省
平成27年10月13日
「廃校施設の有効活用について」
- 群馬県前橋市 群馬県立図書館
平成27年10月14日
「図書館運営事業について」
- 富山県富山市
（特非）デイサービスこのゆびと一まれ
平成27年10月15日
「富山型デイサービスと地域共生について」



▲富山型デイサービスの現地視察

4 経済産業常任委員会

【平成 27 年 6 月定例会】

請願第 13 号 企業誘致の推進と佐伯港の利用促進について

請願人から本市経済の活性化のため、市の誘致企業であるイーレックス株式会社のバイオマス発電事業が必ず実現するよう最大限の努力を行い、企業誘致と佐伯港の利用促進に一層強力に取り組むよう求められた。挙手採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

【平成 27 年 9 月定例会】

議案第 106 号 財産の売却について（門前工場用地）

門前工業用地は、東九州自動車道津久見佐伯間の建設残土を活用して造成したもので、本議案は、佐伯市大字上岡にある門前工場用地の一部を九州福山通運(株)の事業所用地として売却するもので、面積 6,797.13 m²、売却代金は 4,622 万円との説明がありました。採決の結果、原案を可決すべきものと決しました。

【平成 28 年 3 月定例会】

議案第 54 号 財産の取得について（地方卸売市場統合整備事業用地）

用地については、平成 26 年 6 月から順次仮契約を締結し、今回の議案は、残り用地の全て、49.2%に当たる 5,054 m²の用地について仮契約を締結しております。買収予定価格は、1,513 万 2,322 円です。これで地方卸売市場統合整備事業用地の全ての土地の買収が終了します。なお、統合青果市場については、平成 28 年度に建物の実施設計を行い、平成 29 年度に建設工事に着工する予定との説明がありました。採決の結果、原案を可決すべきものと決しました。

【平成 28 年度 当初予算の概要】

○次世代を担う園芸産地整備事業

次世代を担う園芸産地づくりを進めるため、企業的経営体の育成を主眼に産地の拠点となる栽培施設や流通施設の整備を支援し「大分の顔」となる園芸品目を確立する。

○佐伯市農林水産物等輸出促進事業(H28 地方創生対策事業)

佐伯産農林水産物等の輸出促進を図るため、平成 28 年度新たに佐伯市農林水産物等輸出促進協議会を立ち上げる。

○葛港市場リノベーション賑わいづくり事業

葛港市場リノベーションに伴い、遊休化している空間を使い地域の賑わいづくりにつながるような施設の改修を行う。

○西日本 B-1 グランプリ in 佐伯実施事業補助金

初の西日本規模での大会となる「西日本 B-1 グランプリ in 佐伯」を通じて、広く大分県佐伯市を知っていただく契機とするとともに、準備や運営を通じて地域が一体となった「まちおこし活動」に取り組むことにより、更なるまちの魅力づくりに発展させることを目的とする事業。

【所管事務調査】

調査内容は、議案審査前の事前学習、議案可決後の実施状況の把握、執行部からの報告事項、その他所管する事案等であり、執行部からの説明を受けながら事業等の内容把握に努め、必要に応じ、提言を行いました。主なものを紹介します。

●大手前開発事業について

中心市街地活性化基本計画には、現在、内閣府に本申請をして、今月末に認定されるように最終の協議を行っている。その核事業である大手前開発事業は、建築等基本設計業務をプロポーザル審査委員会の二次審査を4者による公開プレゼンテーションにて実施し、株式会社久米設計九州支社にとの結果を発表しました。今後の予定については、契約締結後、基本設計業務に着手し、12月に完了する予定であり、引き続き、基本設計受託業者と契約を行い、実施設計に取りかかる予定です。また、大手前地区の都市計画については、前回決定した都市計画の廃止について、住民説明会を行い、その後、公聴会、案の縦覧、都市計画審議会を経て、都市計画の告示を行い、7月頃の手続き終了を予定しているとの説明がありました。

●旧国鉄清算事業団用地の取得について

J R佐伯駅の両サイドの清算事業団用地について、必要に応じて順次取得し、現在駅前市営駐車場の整備、九電やホテルルートインへの売却を進めてきました。また、土地開発公社を平成30年度の解散に向け、市としては残りの用地を買い戻すこと、また一部用地について、民間企業から取得したいとの打診を受けていること、あわせて現状の土地利用状況を踏まえ、全体の土地利用計画をしていくとの説明がありました。

【要望活動】

●女島埠頭県岸の整備について（平成27年11月2日 衛藤征士郎事務所）

佐伯港女島埠頭は現在、水深14メートル岸壁が完成し、活況を呈していますが、本岸壁（延長280m）と従来の水深10メートル岸壁（延長370m）の間、70mが途切れた状態になっています。この箇所が整備されれば、総延長720mとなり埠頭としての利便性の向上が図れるため、建設常任委員会と合同で要望活動と現地視察を行いました。この要望を受け、平成28年2月27日に国土交通省港湾局長が来佐し現地を視察した後、市長、担当部課長及び市議会とで意見交換を行いました。

意見交換会テーマ

(メモ)

Handwriting practice area consisting of 20 horizontal dashed lines.

《 参 考 資 料 》

◆ 佐伯市議会基本条例（前 文）

前 文

いわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止に端を発して以来、地方公共団体には事務の決定、運用における責任能力の有無が直接的に問われる時代となった。

これに伴い、二元代表制の一翼を担う議会には、地方公共団体の事務の執行に対する議決権を的確に行使するとともに、住民の意思を代弁する唯一の議事機関として、その負託にこたえるべく、たゆまぬ努力を傾注することが求められている。

こうした状況の下、本市議会は、団体自治の観点から、地方自治法に限定的に規定された議決事件にとどまらず、行政運営に責任を持つことを宣言する議決事件を定め、さらに住民自治の観点からは、執行機関に対する監視機能の強化を図り、議員相互間の討議を軸とした合議制の意思決定機関たるべく、その責務を果たさなければならない。

また、長と議会の関係は、二元代表制から導かれる機関対立主義を形成しており、それぞれの異なる特性を生かして住民の意思を行政に的確に反映させる共通の使命を負っている。本市議会は、その責務を全うする手段の一つとして、政策立案能力を向上させ、現実に政策条例を提案し、長と議会が政策を巡って競い、両輪で佐伯市を牽引することが重要と考える。さらに、時代は、市民に開かれた市民参加型の議会を促しており、その要求にこたえるためにも積極的に具体的な措置を講じる必要がある。

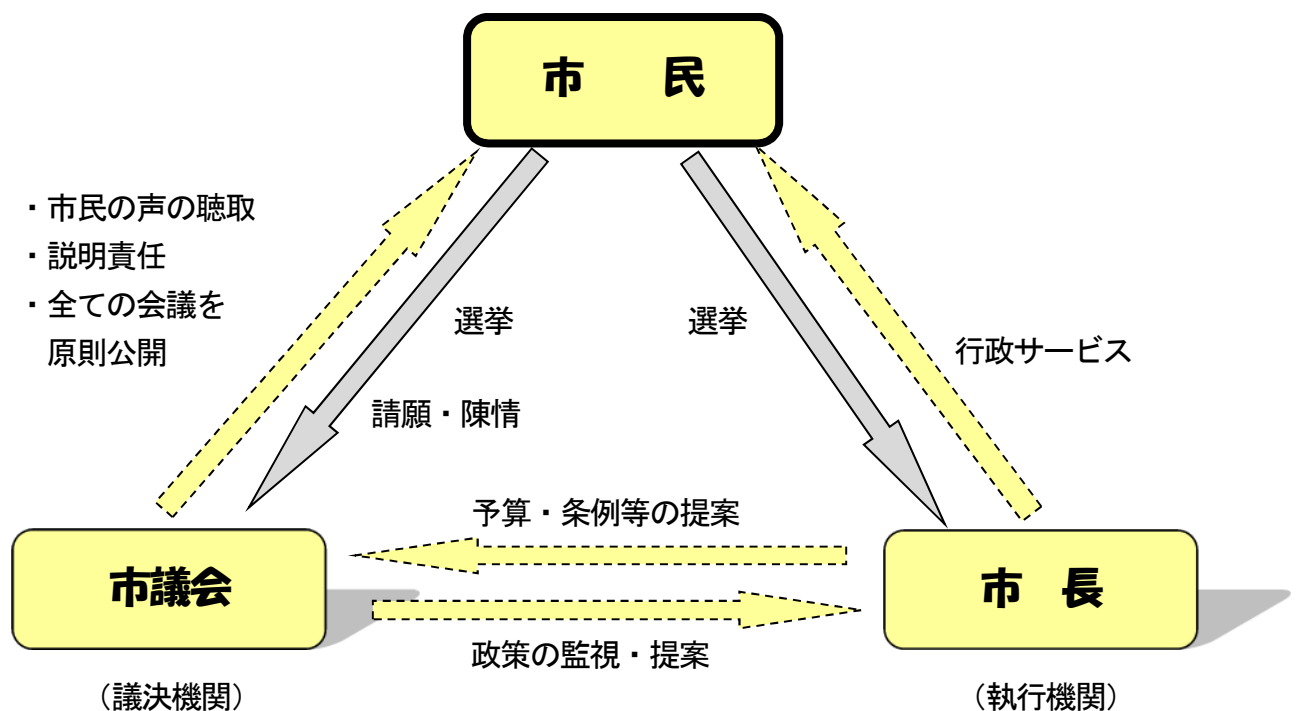
これらの認識を糧にして、本市議会は、市民の声と心を代弁する役割のみに終始するのではなく、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、力強く魅力ある佐伯市の実現に向け、不断の努力を重ねることで市民の信頼を勝ち得たい。

ここに、新たな時代の礎とするため、佐伯市議会及びその構成員である議員の活動の支柱として、議会の最高規範たる、この条例を制定する。

◆ 市議会の役割（市政との関係はどうなっているの）

私たちの佐伯市を快適な住み良いまちにするためには、市民一人一人が「自分たちで考え、話し合い、決め、自分たちの手で実行する」ことが理想的な住民自治ですが、市民全員が一堂に会して話し合うことは不可能です。そのため、市民の中から代表者を選び、その代表者を通じて話し合います。この代表者が市長と市議会議員です。

市議会は、市議会議員が集まって、市民の要望、意見等を市政に反映させるため、市の予算や条例などについて話し合って決めているところで、市議会を「議決機関」ともいいます。また、決まったことを実際に進めていく市長を「執行機関」といい、市議会と市長は、それぞれ独立した立場でけん制し合い、協力し合いながら、車の両輪のように、共に市の発展のため活動しています。



市議会は、議員一人一人が市民の声を聴き、市長の施策が市民のためになるか、合議制の機関として議論しています。また、市民のためになる政策条例案や政策提言の立案について、議会として議員政策研究会を設置し、議論しています。



* 市議会と市長は共に住民を代表していますので、二元代表制といわれ、市民の意見をどちらが反映しているか、政策を巡って競い合い、両者で佐伯市をけん引し、より良い佐伯市をつくる原動力になっています。

◆ 市議会の権限（こんな仕事をしています。）

議 決 権 議会の権限の中で最も代表的なもので、市長、議員及び議会の委員会から提出された議案（条例の制定・改廃、予算、決算、重要な契約の締結など）について、審議し、市の意思又は機関としての意思を決定する権限

監 視 権 執行機関の行う行政運営について、議会が監視する権限

請 願 受 理 権 市民の要望や意見を行政に反映させるため、市民から提出された請願を受理し、審議する権限

意 見 書 提 出 権 議会が市の公益に関することについて、国などの関係機関に対して意見書を提出する権限

検 査 及 び 監 査 請 求 権 議会が市の行政を監視する一つの手法で、市の事務が議会の議決どおり執行されているか検査したり、監査委員に監査を求める権限

調 査 権 議会が市の事務に関する調査を行う権限

自 律 権 議会内部に関する規則その他の会議に関することを自主的に決める権限

選 挙 権 議長、副議長、選挙管理委員会委員などの特定の地位に就くべき者を選んで決定する権限

懲 罰 権 議員が法律等に違反し、規律を乱した場合、議会が議決によって懲罰を科すことができる権限

市議会の構成

本会議

本会議とは、全議員で議案などを審議する会議のことを言います。

また、本会議では、市政全般に関する質問（代表質問・一般質問）が行われます。

議会運営委員会

【定数 12 人以内】

議会運営を円滑、効率的に行うために設置しています。

常任委員会

議案等を専門的、能率的に審査するために所管の常任委員会に付託し、詳細に審査します。

・総務常任委員会 【定数 7 人】

総務部、総合政策部、消防本部等の所管

・建設常任委員会 【定数 6 人】

建設部、上下水道部の所管

・教育民生常任委員会 【定数 7 人】

市民生活部、福祉保健部及び教育委員会の所管

・経済産業常任委員会 【定数 6 人】

地域振興部、農林水産部、農業委員会の所管

特別委員会

特に必要があると認める事件について議会の議決で設置します。

※予算は予算特別委員会、決算認定は決算特別委員会を設置し、それぞれ審査しています。

協議又は調整を行うための場

・議員政策研究会 【定数 8 人】

政策条例案の立案、政策提言を行うために調査・研究をしています。

・広報委員会 【定数 8 人】

議会広報の発行、ホームページの充実に関すること。

・全員協議会

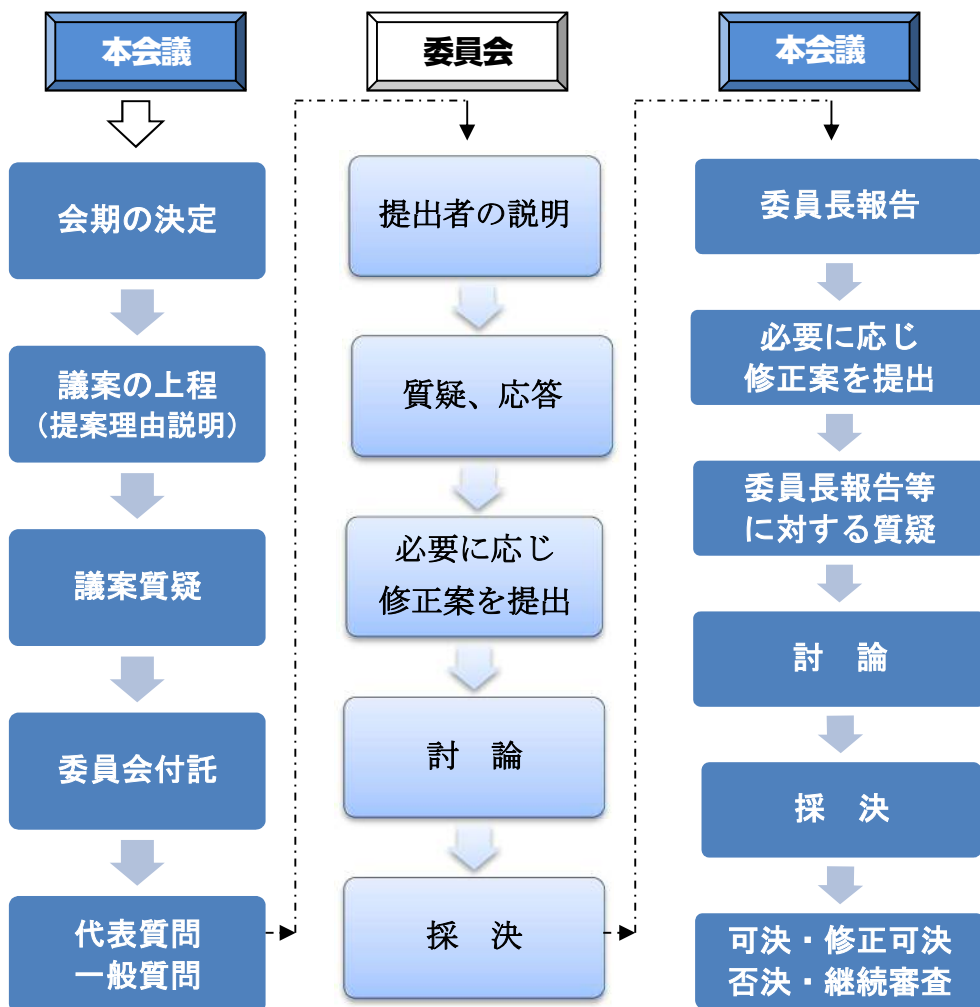
特に重要な案件について議員相互又は市長と協議又は調整を行います。

・各派代表者会議

各会派間の意見調整が必要な場合に開催します。

◆ 本会議（定例会）の審議の流れ

定例会は、条例で年4回と定められており、3月、6月、9月、12月に開かれますが、おおむね以下の手順により議案等を審査します。



※委員会審査では、必要に応じ、市民の皆様（※議会モニターの方々）から直接参考意見を頂き、市民参加の下に議案を審査することになっています。

《議会モニターとは》

佐伯市議会では、市民や有識者の声を聴取する方法の一つとして議会モニター制度を設けています。

モニターには、一般モニター（一定要件を満たす者のうち公募による）と団体モニター（一定要件を満たす団体のうち議長が指定）とがあり、任期は2年です。

◆ 委員会等構成表（委員等の名簿）

平成28年4月14日現在

議長（井野上 準） 副議長（江藤 茂） 監査委員（上田 徹）

【議会運営委員会】

議会運営委員会	定数	委員長	副委員長	委員		
	12人以内	清家儀太郎	浅利美知子	兒玉輝彦	佐藤元	宮脇保芳
委員外議員		高司政文		三浦涉		

【常任委員会】

常任委員会	定数	委員長	副委員長	委員	
総務	7	清家好文	清田哲也	矢野幸正	宮脇保芳
				清家儀太郎	富松万平
建設	6	御手洗秀光	三浦涉	兒玉輝彦	佐藤元
				江藤茂	
教育民生	7	吉良栄三	浅利美知子	高司政文	濱野芳弘
				塩月健治	井上清三
経済産業	6	河野豊	後藤勇人	芦刈紀生	上田徹
				後藤幸吉	矢野精幸

【広報委員会】

広報委員会	定数	委員長	副委員長	委員		
	8	後藤勇人	濱野芳弘	上田徹	清田哲也	塩月健治
			御手洗秀光	富松万平	江藤茂	

【政策研究会】

政策研究会	定数	会長	副会長	委員		
	8	高司政文	矢野幸正	兒玉輝彦	芦刈紀生	浅利美知子
後藤幸吉				清家儀太郎	三浦涉	

【議会改革調査特別委員会】

議会改革調査特別委員会	定数	委員長	副委員長	委員	
	6	井上清三	河野豊	濱野芳弘	高司政文
清田哲也				後藤勇人	

【市政活性化調査特別委員会】

市政活性化調査特別委員会	定数	委員長	副委員長	委員
	23	江藤茂	濱野芳弘	議長を除く全議員



▲ 議場

大分県 佐伯市議会

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号

TEL : 0972-22-3643、22-4598

FAX : 0972-24-0204

ホームページ <http://www.city.saiki.oita.jp/gikai/index.html>

e-Mail : gikai@city.saiki.lg.jp